

安来市告示第121号

安来市介護データ連携システム導入支援金交付要綱を次のように定める。

令和8年5月25日

安来市長 田 中 武 夫



安来市介護データ連携システム導入支援金交付要綱

(目的)

第1条 市は、介護分野における生産性向上に向け、国が構築した「ケアプランデータ連携システム」(以下「連携システム」という。)について介護サービスを提供する事業所等(以下「事業所等」という。)への導入推進を図るため、当該連携システムを導入する事業所等に対し、予算の範囲内で安来市介護データ連携システム導入支援金(以下「支援金」という。)を交付するものとし、その交付等については、この告示に定めるところによる。

(交付対象者)

第2条 支援金の交付対象者は、介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく島根県又は安来市の指定等を受けて、別表に掲げる介護サービスの提供を行う事業所等(休止中の事業所を除く。)のうち、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 支援金の交付申請時点において市内に所在していること。

(2) 連携システムを導入し3年以上利用すること。

2 支援金の交付申請は、前項に規定する事業所等を運営する法人単位で行うものとする。

(支援金の額)

第3条 支援金の額は、1事業所等当たり2万1,000円とする。

2 支援金の交付は、1回限りとする。

(交付申請)

第4条 支援金の交付を受けようとする者(以下「交付申請者」という。)は、介護データ連携システム導入支援金交付申請書兼請求書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 連携システムを導入したことを証する書類(連携システム内のライセンス利用情報画面の写し等)

(2) その他市長が必要と認める書類

2 支援金の交付申請の期限は、令和8年12月25日とする。

(交付の決定等)

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適正であると認めたときは、支援金の交付を決定し、介護データ連携システム導入支援金交付決定兼額確定通知書（様式第2号）により交付申請者に通知する。

2 市長は、前項の規定による交付の決定後、交付申請者に対し支援金を速やかに交付するものとする。

(申請の取下げ)

第6条 交付申請者は、交付の決定が行われるまでの間は、当該申請を取り下げることができる。

(決定の取消し)

第7条 市長は、交付申請者が連携システムを導入した日から起算して3年経過するまでに連携システムの利用契約を解除したとき、又は偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたときは、支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(支援金の返還)

第8条 市長は、前条の規定により支援金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に支援金が交付されているときは、期限を定めて、当該支援金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年6月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第7条及び第8条の規定は、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

別表（第2条関係）

区分	サービス種類
介護給付	訪問介護

	訪問入浴介護
	訪問看護(定期巡回連携型を含む)
	訪問リハビリテーション
	通所介護
	通所リハビリテーション
	福祉用具貸与
	短期入所生活介護
	短期入所療養介護(介護老人保健施設)
	短期入所療養介護(介護療養型医療施設等)
	短期入所療養介護(介護医療院)
	居宅療養管理指導
	夜間対応型訪問介護
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
	認知症対応型通所介護
	地域密着型通所介護
	小規模多機能型居宅介護
	小規模多機能型居宅介護(短期利用)
	看護小規模多機能型居宅介護
	看護小規模多機能型居宅介護(短期利用)
	特定施設入居者生活介護(短期利用)
	地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用)
	認知症対応型共同生活介護(短期利用)
	居宅介護支援
予防給付	介護予防訪問入浴介護
	介護予防訪問看護
	介護予防訪問リハビリテーション
	介護予防通所リハビリテーション
	介護予防福祉用具貸与
	介護予防短期入所生活介護
	介護予防短期入所療養介護(介護老人保健施設)

	介護予防短期入所療養介護(介護療養型医療施設等)
	介護予防短期入所療養介護(介護医療院)
	介護予防居宅療養管理指導
	介護予防認知症対応型通所介護
	介護予防小規模多機能型居宅介護
	介護予防小規模多機能型居宅介護(短期利用)
	介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用)
	介護予防支援
介護予防・日常生活 支援総合事業	訪問型サービス(みなし)
	訪問型サービス(独自)
	訪問型サービス(独自/定率)
	訪問型サービス(独自/定額)
	通所型サービス(みなし)
	通所型サービス(独自)
	通所型サービス(独自/定率)
	通所型サービス(独自/定額)
	介護予防ケアマネジメント